「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正案（ワシントン条約掲載種留保等に伴う改正）に対する意見募集の結果について

令和8年3月4日
経済産業省
貿易管理課

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」等の一部改正案（ワシントン条約掲載種留保等に伴う改正）について、令和８年１月２６日から同年２月２４日まで意見募集を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	文末の「こと」の次に「。」を加えるべき。	御意見ありがとうございます。 いただいた御意見のとおり修正いたします。
2	水産庁から「科学当局」を削るという内容だが、科学機関でないなら、水産庁は、何に基づいて 漁業許可や漁獲を決めているのか?科学に基づかない 利権や政治都合で、絶滅危惧種等の保護を 解除されては たまったものではない。「科学当局である」の冠は、保持すべきだ。	御意見ありがとうございます。 ワシントン条約は、過度な国際取引から絶滅の恐れのある野生動植物を保護するため、各国に二つの機関を設けることを義務付けています。一つは、国際取引の合法的取得の認定等を行う「管理当局」であり、もう一つは、当該国際取引が種の存続に悪影響を及ぼさないことを科学的観点から確認（NDF 認定）する「科学当局」です。我が国では、経済産業省が管理当局を、水産庁は水棲生物種の科学当局を担っています。

		コメントをいただいた規定は、管理当局である経済産業省が合法的取得の認定を行う際に、水産庁が漁業行政を担当する機関として、船舶等に関する情報を提供することを定めているものです。この情報提供は、水産庁が、科学当局としてではなく漁業行政機関として行う性質のものであるため、今回、通達の内容を修正することとしました。 なお、水産庁が科学当局として担う役割については、本通達とは別の通達または取扱要領（「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（輸出注意事項 55 第 17 号（昭和 55 年 11 月 1 日））及び「絶滅のおそれのある野生動植物等の国際取引に係る管理当局に対する助言及び情報提供等に関する取扱要領（令和５年 11 月 24 日５水推第 1339 号)」）で定められており、これに基づき科学当局として無害証明を行っています。
3	・意見内容 日本による特段の扱いをする事に反対である。希少なサメ・エイ（ヨゴレ、イトマキエイ科全種及びジンベイザメ他（たとえばシュモクザメ等)。今回の中では特にヨゴレ。）の保護を行うようにされたい。 （加えてナガスクジラについてももう少し慎重な扱いを行うようにすべきと考える。） ・理由 日本はサメ等についての保護を行おうとしない性質があるようであるが（理由について訝しむ。フカヒレ等以外に何らかの理由があるのではないかと疑う。心がよろしくない人間達の嫌味・陰惨な性質・中国の良くない振る舞いを覆い隠したい中華主義と結び付いた中国愛好の心などが原因であったりしないだろうか？)、それは良くないので、ちゃんと保護を行うようにされたい。 特にヨゴレは保護すべき必要性が高いはずであるが、ちゃんと保護を行うようにさ	御意見ありがとうございます。 我が国は、科学的根拠に基づく水産資源の持続的利用の観点により地域漁業管理機関が適切に保存管理を行うべきと考えていること、国際的な研究者間の交流に当たりサンプルの輸送等が困難になるなど、附属書Ⅰへの掲載がかえって種の保全に資さない可能性があること等を理由として、ワシントン条約（CITES）第 20 回締約国会議（CoP20）において附属書掲載が決定した一部の種について、日本政府として留保という判断に至りました。 なお、これらの種の附属書掲載に対して留保は付すものの、我が国は地域漁業管理機関における採捕規制などの保存管理措置を遵守し、また関係国と協力しつつ、ヨゴレをはじめとする、これらサメ・エイ類の保存管理に引き続き貢献していきます。また、附

	れたい。 　あと、ナガスクジラはまだ数の回復が不十分と思われるのであるが、より保護的な扱いにした方が良いのではないかと考える。	属書Ⅱ掲載種の我が国からの輸出にあたっては、留保を付している種も含めてCITESに基づく輸出許可書の発給を要件とすることとしております。 その他の御意見に関しては、今回の意見公募の対象外です。いただいた御意見に関しましては、今後の貿易管理行政の参考とさせていただきます。